

建業第 102 号の 3
建技第 183 号の 3
工検第 26 号の 3
令和 2 年 7 月 17 日

関係各課長 様
交通基盤部各出先機関の長 様
各農林事務所長 様

交通基盤部建設業課長
交通基盤部建設技術企画課長
交通基盤部工事検査課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（通知）

このことについて、令和 2 年 7 月 2 日付け事務連絡により、国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室課長補佐から別添のとおり参考送付がありましたので、お知らせします。

なお、本県においても、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領」（令和元年 7 月 29 日付け建技第 219 号、令和 2 年 6 月 23 日付け建技第 143 号一部改正）に基づき、熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行を実施しており、真夏日を「日最高気温が 30 度以上の日」と定義していますが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が 28 度以上の日」と読み替えて対応することとしますので、よろしくお願ひします。

なお、各市町長（政令市を除く）、建設業者団体の長に対しては、別途通知済であることを申し添えます。

担 当 建設業課 指導契約班

電話番号 054-221-3059

担 当 建設技術企画課 技術調査班

電話番号 054-221-2131

担 当 工事検査課 工事検査班

電話番号 054-221-3652

建業第 102 号の 4
建技第 183 号の 4
建工第 26 号の 4
令和 2 年 7 月 17 日

建設業者団体の長 様

静岡県交通基盤部建設業課長
静岡県交通基盤部建設技術企画課長
静岡県交通基盤部工事検査課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（通知）

このことについて、令和 2 年 7 月 2 日付け事務連絡により、国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室課長補佐から別添のとおり参考送付がありましたので、お知らせします。

本県においても、熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行を実施しており、試行要領において真夏日を「日最高気温が 30 度以上の日」と定義していますが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が 28 度以上の日」と読み替えて対応することとしますので、通知します。

なお、補正を希望する場合に必要となる「真夏日率等算定表（様式-1）」については、次の URL から「新型コロナウイルス対策用」をダウンロードして使用してください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/tanka/index.html>

担 当 建設業課 指導契約班
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 3 0 5 9
担 当 建設技術企画課 技術調査班
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 1 3 1
担 当 工事検査課 工事検査班
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 3 6 5 2

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領

(目的)

第1条 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関し、現場管理費率の補正をすることで、工事における熱中症対策の推進を図るとともに、実態に合った積算を行うことを目的とする。

(対象工事)

第2条 静岡県が発注し、主たる工種が屋外作業となる土木工事標準積算基準書の工種区分を適用する土木工事、港湾工事積算基準書の工種区分を適用する港湾・漁港工事、土地改良事業等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号)の工種区分を適用する農地工事及び森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号)の工種区分を適用する森林工事を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工期

工事着手から工期末前の受発注者間で協議した日までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

工期期間中の真夏日を工期で除した割合をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(発注)

第4条 対象工事には、熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書(別紙1)を添付して発注し、受発注者間協議により適用可能とする。

(積算方法等)

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出される資料に記載される補正値を現場管理費率に加算することで行うこととする。

なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正値の上限は、全ての補正値を合計して2.0%とする。

ウ 真夏日率及び補正値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

(3) 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

(気温の計測方法等)

第6条 気温の計測方法等は次のとおりとする。

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上になる日を真夏日と見なす。なお、施工箇所が点在する工事へ適用する場合は、主工事の施工箇所の最寄りの地域気象観測所の気温または暑さ指数を用いる。

● 運動に関する指針

| 気温 (参考) | 暑さ指数 (WBGT) | 熱中症予防運動指針 | |
|------------|----------------|--------------------|--|
| 35℃以上 | 31℃以上 | 運動は原則中止 | 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。 |
| 31～35℃ | 28～31℃ | 減量警戒 (激しい運動は中止) | 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。 |
| 28～31℃ | 25～28℃ | 警戒 (積極的に休憩) | 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。 |
| 24～28℃ | 21～25℃ | 注意 (積極的に水分補給) | 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 |
| 24℃未満 | 21℃未満 | ほぼ安全 (適宜水分補給) | 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。 |

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

【環境省熱中症予防情報サイトより】

ただし、森林工事においては暑さ指数は用いないこととする。

また、これによりがたい場合は、あらかじめ監督員と協議の上、最寄りの気象庁の地域気象観測所、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

森林工事のみに適用する。

(1) の気温の計測結果（工事現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温（℃）＝気温（℃）－標高差（m）×0.6／100（m）

※補正後の気温は、小数点第 2 位四捨五入 1 位止めとする。

ただし、標高差（m）＝工事現場の標高（m）－計測箇所の標高（m）

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差の値は、小数点第 1 位四捨五入整数止めとする。

(3) 計測結果の報告方法

受注者は施工計画書に基づき、監督員と事前に協議した提出期日までに真夏日率及び補正值を算出し、下記の資料を発注者に提出するものとする。

・真夏日率等算定表（様式-1）

※様式は下記 URL でダウンロードすることができる。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/tanka/index.html>

（適用時期）

第 7 条 適用時期は次のとおりとする。

(1) 適用対象工事

- ・原則として令和元年 8 月 1 日以降に発注する工事に適用する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日以降の既契約工事についても受発注者間協議の上適用可能とする。
- ・港湾工事積算基準書の工種区分を適用する港湾・漁港工事については、原則として令和 2 年 7 月 1 日以降に発注する工事に適用する。ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降の既契約工事についても受発注者間協議の上適用可能とする。

(2) 既契約工事への適用方法

ア 気温の計測期間

本要領の施行日以降の受発注者間協議により工事着手日以降の基準日を定め、基準日からの真夏日に当たる日数を計測するものとする。なお、計測方法

等については、第6条に準じることとする。

イ 積算方法

既契約工事における真夏日率は、工期の工事着手を基準日と読み替えることにより算出するものとする。

その他の積算方法は、第5条によるものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

事務連絡
令和2年7月2日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和2年7月1日

| | | | |
|---------|-------|---------|---|
| 各地方整備局 | 企画部 | 技術調整管理官 | 殿 |
| 北海道開発局 | 事業振興部 | 技術管理企画官 | 殿 |
| 沖縄総合事務局 | 開発建設部 | 技術企画官 | 殿 |

大臣官房技術調査課
建設システム管理室長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）により通知しているところである。また、工事現場の熱中症対策については、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）（以上3通知について、以下「関係通知」という。）により通知しているところである。

今般、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための建設企業で実践されている取組事例等を拡充した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日変更版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年7月1日付け国不建第1号。別紙3）の別添1）が通知されたところであるが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記関係通知に基づき適切に対応されたい。その際、関係通知では真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応されたい。また、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でない」と判断されるものについては積上げ計上できることとに留意されたい。

附 則

本運用は、各関連通知の適用日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとする。なお、各関連通知の適用日以降であれば、既契約工事にも適用するものとする。

(参考)新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策の経費計上

| | 通知日 | 区分 | 計上項目 | 積算方法 | コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減対策の例 | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---------------|---|------|--|-------|----------------------------|------|---|------|--|------|--------------------------------|--------|--|
| 新型コロナウイルス感染防止対策 | R2.4.20通知 | 共通仮設費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ● 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。 | 設計変更 | | | | | | | | | | | |
| | | 現場管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ● 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ● 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費 ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。 | 設計変更 | <ul style="list-style-type: none"> ● マウスシールド・フェイスシールド ● 冷感素材のマスク等 | | | | | | | | | | |
| 熱中症対策 | H29.3.15通知 | 共通仮設費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現場環境改善費(K) $K = i \cdot Pi + \alpha$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等</td> </tr> </tbody> </table> | 計上費目 | 実施する内容 (率計上分) | 仮設備関係 | 1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等 | 営繕関係 | 1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 | 安全関係 | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策 | 地域連携 | 1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等 | 率計上積上げ | <ul style="list-style-type: none"> ● スポットクーラー、扇風機等 ● ドライミスト発生装置 ● 送風機等 ● テント付きの屋外休憩所 |
| | 計上費目 | 実施する内容 (率計上分) | | | | | | | | | | | | | |
| 仮設備関係 | 1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 営繕関係 | 1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 安全関係 | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策 | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域連携 | 1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等 | | | | | | | | | | | | | | |
| | R1.5.22通知 | 現場管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(1.2)$ $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ <p>※真夏日：日最高気温が30度以上の日</p> </div> <div style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 当面の間、日最高気温28度以上の日を真夏日とする </div> </div> | 補正 | <ul style="list-style-type: none"> ● マスクと併用可能な空調機器等 (空調機能付き作業服、首掛けクーラー等) ● 冷感スプレー等 | | | | | | | | | | |

国官総第 12 号
国地契第 5 号
国官技第 19 号
国営管第 49 号
国営計第 9 号
国港総第 62 号
国港技第 9 号
国空予管第 47 号
国空空技第 13 号
国空交企第 12 号
国北予第 3 号
令和 2 年 4 月 20 日

| | | |
|-----------------------|-------------|---|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各 課 長 | 殿 |
| 各 地 方 整 備 局 | 総 務 部 長 | 殿 |
| | 企 画 部 長 | 殿 |
| | 営 繕 部 長 | 殿 |
| | 港 湾 空 港 部 長 | 殿 |
| 北 海 道 開 発 局 | 事 業 振 興 部 長 | 殿 |
| | 営 繕 部 長 | 殿 |
| 各 地 方 航 空 局 | 総 務 部 長 | 殿 |
| | 空 港 部 長 | 殿 |
| | 保 安 部 長 | 殿 |
| 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 | 総 務 部 長 | 殿 |
| | 管 理 調 整 部 長 | 殿 |
| 国 土 地 理 院 | 総 務 部 長 | 殿 |

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

国官技第305号
平成29年3月15日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 長 殿

大臣官房技術審議官
(公 印 省 略)

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領（案）については、平成19年3月29日付け国官技発第354号にて通知したところであるが、別紙のとおり改正を行うこととしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

下記の通知は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(1) 平成19年3月29日付国官技第354号

- ・土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領（案）

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

I. 目的

本要領（案）は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

II. 対象となる現場環境改善費

別表第1のとおり

III. 適用の範囲

周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。但し、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

IV. 積算方法

1. 基本的な考え方

(1) 現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

(2) 費用が巨額となるため現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積もり等を参考に適切に計上するものとする。

2. 積算方法

イ. 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%，少数第3位四捨五入2位止め）

| 対象額： P_i | | 現場環境改善費率：i（%） | |
|--|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | 大都市 市街地 | 左記以外 |
| 直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額 | 5億円以下の場合 | $i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$ | $i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$ |
| | 5億円を超える場合 | 1.73 | 0.71 |

P_i ：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α ：積上げ計上分（単位：円，1000円未満切り捨て）

- ロ. 率に計上されるものは、別表第1の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
- ハ. 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。
- ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

V. 設計変更について

条件明示（積み上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

VI. 適用

本要領（案）は平成29年4月1日から適用する。

[別表第1]

| 計上費目 | 実施する内容（率計上分） |
|-------|---|
| 仮設備関係 | 1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減 |
| 営繕関係 | 1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 |
| 安全関係 | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策 |
| 地域連携 | 1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献 |

国官技第35号
令和元年5月22日

各地方整備局
企画部長 殿
北海道開発局
事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

2. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

※ 補正係数：1.2

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値)

4. 適用

本通達は、2019（平成31）年4月1日以降に入札書提出期限が設定される工事から試行を適用する。

なお、2019（平成31）年4月1日以降に入札書提出期限が設定された既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。

事務連絡
令和2年7月2日

各建設業者団体事務局等担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

また、会員、傘下団体等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年7月1日

| | | | |
|---------|-------|---------|---|
| 各地方整備局 | 企画部 | 技術調整管理官 | 殿 |
| 北海道開発局 | 事業振興部 | 技術管理企画官 | 殿 |
| 沖縄総合事務局 | 開発建設部 | 技術企画官 | 殿 |

大臣官房技術調査課
建設システム管理室長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）により通知しているところである。また、工事現場の熱中症対策については、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）（以上3通知について、以下「関係通知」という。）により通知しているところである。

今般、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための建設企業で実践されている取組事例等を拡充した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日変更版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年7月1日付け国不建第1号。別紙3）の別添1）が通知されたところであるが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記関係通知に基づき適切に対応されたい。その際、関係通知では真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応されたい。また、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でない」と判断されるものについては積上げ計上できることと留意されたい。

附 則

本運用は、各関連通知の適用日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとする。なお、各関連通知の適用日以降であれば、既契約工事にも適用するものとする。